

やっではダメ！車の不正改造



6月は不正改造車排除強化月間です

札幌運輸支局では、毎年6月を不正改造車排除強化月間として、一層強力に不正改造車の排除に取り組んでいます。

暴走行為や過積載などを目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音などの環境悪化の要因になっています。

また、窓ガラスへの着色フィルムの貼付け、クリアレンズ装着による灯火色の変更、基準外マフラーの取付けなど、自動車部品の取付けや取外しにより保安基準に適合しなくなっても違法だと認識のないまま改造を行っている運転手も見受けられるので注意が必要です。

ぜひこの機会に、不正改造の防止について理解を深め、排除にご協力ください。

●自動車点検整備推進協議会ホームページ
<http://www.tenken-seibi.com>



【問合せ先】札幌運輸支局検査整備保安担当 (☎011-731-7168)

三輪車の交通事故を防止しましょう

運転は、ゆとりとマナーの二刀流

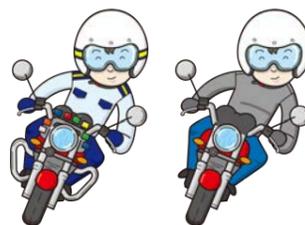
交通ルール・マナーを守ろう！

オートバイによるスピードの出しすぎや無理な追越しは、路外逸脱や正面衝突などの重大事故を引き起こす要因になるほか、ちょっとした路面の変化によりバランスを崩し転倒するおそれがあります。

また、オートバイは車体が小さいため、走行中は他車から死角になって見落とされるおそれがあります。運転する際にはスピードダウンや車間距離保持など交通ルールとマナーを守り安全運転を心掛けましょう。

ゆとりをもったツーリングを！

仲間とバイクでツーリング中に、遅れを取り戻そうと無理な運転をしないよう、あらかじめ何か所か集合場所を決めておくなど、仲間同士でゆとりをもった計画を立てましょう。



【問合せ先】栗山警察署 (☎0123-72-0110) 詐欺電話がきたら #9110



LINE公式アカウント長沼移住ナビ

移住に関する最新情報やイベントのお知らせ、観光、ふるさと納税に関する情報など、町の暮らしの魅力を随時配信していきます！

【問合せ先】役場ブランド戦略係 (☎76-8016)

登録は
こちら



< I D : @518ooqdz >

防災行政無線戸別受信機の設置にご協力ください

町では、防災行政無線を使い、災害時には災害の発生と避難情報などの緊急放送、平常時には町の行事やお知らせなどを放送しています。

豪雨などの災害発生時に屋外のスピーカーで緊急放送を流すだけでは、風雨などで音がかき消されたり、気密性が高い住宅では聞こえにくい場合があり、情報が確実に伝わらないおそれがあります。そのような場合に備え、放送を屋内で受信することができる戸別受信機を無償で貸与しています。

戸別受信機の機能

- * 電波の届く範囲で色々な場所に設置ができ、緊急時には取り外して持ち出すことが可能
- * LEDライト内蔵 (停電時に一定時間点灯し、緊急放送時には点滅してお知らせ)
- * 緊急放送の自動録音
- * 通常放送の手動録音、留守録音 (最大60分録音可能)
- * 停電時は乾電池 (単1～単3電池いずれか2本) で動作
→ 単1アルカリ乾電池使用時では最大168時間動作



こんなときは

本町に引っ越したとき

他市町村から本町へ引っ越した方は、受信機を貸与しますので役場広報情報係へお越しください。

町外に引っ越すとき

他市町村へ引っ越す場合は、機器一式と貸与時にお渡しした貸与証を、役場広報情報係へ返却してください (町営住宅を除く)。

乾電池が切れたとき

非常時用に内蔵している乾電池が消耗すると、受信機正面の乾電池ランプが赤く点滅します。

赤いランプが点滅したら、すぐに新しい乾電池と交換してください。放置すると液漏れによる故障の原因になります。

住宅を新築・増築するとき

役場から約2km以上離れた地域に住宅を新築・増築し、戸別受信機の新規 (追加) 設置または移設が必要な方は、屋外アンテナの設置工事が必要となる場合があります。

住宅建設予定がある場合は、工事着工前などにあらかじめご連絡いただくと設置がスムーズに完了します。

放送が途切れるまたは聞こえなくなったとき

- * 放送が途切れる場合、アンテナが真上に最大限伸びているか確認してください。
- * 電波を発する電子機器やモータを使用する電化製品の影響を受けることがあるため、テレビや冷蔵庫、スマホの充電器などと同じコンセントから電源を取らないでください。
- * 受信ランプが赤く点滅し続けている場合は、電波を正常に受信できていない場合があります。大事なお知らせを聞き逃すおそれがありますので、下記までご連絡ください。
- * 住宅の所在地によって、屋外アンテナの設置 (町の指定業者が施工) が必要となる場合があります。

【問合せ先】役場広報情報係 (☎76-8014)